

学生番号								憲法基礎演習	9	
学籍	学 科			年	氏名					

教科書第 10 章を参考にして、第 9 回の判決文を読んだうえで、以下の問いに答えて、第 9 回の演習の際に提出してください（提出物は返却しないので、必要があれば控えをとっておいてください）。

1. 平成元年改正前の国民年金法は 20 歳以上の日本国民について国民年金の加入に関してどのように定めていたか。また、20 歳以上の学生についてはどうだったか。
2. 本判決によれば、国民年金制度とは、憲法上どのような意義があり、どのようなことを目的としており、どのようなことを基本として設けられているのか。
3. 多くの場合、大学生は、在学中に（国民年金の保険料の納付義務を負う）20 歳となるが、卒業後に就職すれば被用者年金（厚生年金や共済組合など）に加入する。20 歳になってから卒業までの期間に学生が国民年金の保険料を納付する意義はあるのか。
4. 無拠出制の障害年金給付の制度を設ける意義は何か。
5. 本事件では、何をめぐって何と何との間に差異があることが問題となっていたのか。その差異の合憲性について、本判決はどう判示したか。